

佐野市告示第 7 4 号

令和 5 年度一般廃棄物処理実施計画の策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定により令和 5 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 1 5 9 号）第 7 条第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 1 日

佐野市長 金子 裕

1 一般廃棄物処理実施計画

（1）計画策定の主旨と目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び、佐野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 7 条に基づき、佐野市一般廃棄物処理実施計画を策定します。

本計画は、佐野市の環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画などを踏まえて、本市における一般廃棄物の処理を計画的に推進するための基本的事項について定めたものです。

（2）計画区域

一般廃棄物処理実施計画の適用区域は、佐野市全域とします。

（3）計画期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとします。

（4）計画区域の人口、世帯数（令和 5 年 1 月 1 日現在）

115,088 人、 52,573 世帯

（5）計画区域の事業所数（公務を除く）（平成 28 年経済センサス-活動調査より）

6,236 事業所

2 一般廃棄物の種類別排出量

令和 5 年度の排出量は、令和 3 年 12 月から令和 4 年 11 月末までの実績に基づき推計した値とします。

(1) 一般廃棄物(ごみ)

(単位：t/年)

	燃えるごみ	厨芥類(堆肥化)		資源ごみ	資源ごみ (集団回収)	燃えないごみ		重量計	家電リサイクル法の対象機器
						ガラス・陶磁器類			
排出量	31,764	46		1,606	1,500	696	153	37,417	エアコン 2 台、テレビ 88 台、 冷蔵庫 64 台、洗濯機 50 台、 乾燥機 4 台
	有害ごみ	粗大ごみ		動物の死体	木くず※	廃食用油			
	39	1,258	41	52	260	2			

※太さ 10 cm、長さ 50 cmを超えるもの

(2) し尿等

(単位：kl/年)

	汲み取りし尿	浄化槽汚泥	計
排出量	3,600	18,300	21,900

※佐野地区衛生施設組合では、構成市町の許可業者による搬入であり、直接の収集は行っておりません。また、直接の持ち込みもありません。許可業者による、当施設の搬入量は後述の施設別内訳量のとおりです。

3 循環型社会の形成のために行う施策

循環型社会の形成を推進するに当たっては、市民・事業者・行政それぞれが自ら主体者であることを認識し、また、それぞれの役割を明確にした上で、協働して取り組んでいくものとします。

◆市民の役割◆

市民は、一人ひとりが、天然資源の消費を抑制するという責任と自覚を持って、3Rを主体的に行っていく必要があります。例えば、食料品は必要な分だけ購入して使い切るなどの食品ロスの削減に取り組む。資源物は、市が行っている分別収集、地域で行っている集団回収、スーパーマーケット等が行っている店頭回収を利用する。使い捨てプラスチックごみの使用削減に取り組む。リユースできるものは、リサイクルショップなどを活用することです。

また、購入する際には繰り返し使えるリターナブル容器を使用した商品を選ぶ、過剰包装は断るなど、環境に配慮することが求められます。

◆事業者の役割◆

事業者は、事業活動で排出するごみについては、リデュースを図り、自ら適正に処理・処分し、資源の有効活用を進める義務があります。また、従業員に対しては、ごみの減量や分別、適正な処理を働きかけることが求められます。

小売業等においては、レジ袋や過剰包装の削減が求められます。

飲食業等においては、食材の有効活用と適正管理、食べ残し等による食品ロスの削減が求められます。

全ての事業者は、事業活動を進めていく上で、循環型社会の形成を推進するために環境に配慮することが求められます。

◆行政の役割◆

市は、循環型社会の形成のため、3Rに取り組みやすい仕組みづくりを推進します。

ごみの減量・分別排出や、食品ロスの削減について啓発活動を推進します。

排出されたごみについては、できる限り資源化するとともに、適正な処理・処分を継続します。

市民や事業者に対しては、広報、ホームページ、説明会、イベントなどの様々な機会をとおして、循環型社会の形成を推進するために必要な情報を提供します。

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類・分別区分及び排出方法

(1) 市で収集出来る一般廃棄物(一般家庭等から排出されるものに限る)

一般廃棄物(ごみ)の種類・分別区分	主な品目等	排出方法	備考
燃えるごみ	一般家庭等から排出される生ごみ、プラスチック(10 cm×30 cm×50 cmの大きさ以内)、資源ごみ以外の紙くず類など	市販の透明または半透明のポリ袋に入れる。	
資源ごみ(紙類)	一般家庭等から排出される紙箱、雑誌・本類、その他の紙類、チラシ(折り込みチラシを除く)	ひも(ビニール・ナイロン可)で十文字にしぼる。紙袋に入れひもでしぼるか、口をとめる。	小さい紙くずは袋に入れてまとめる
	一般家庭等から排出される新聞紙・折り込みチラシ、ダンボール、紙パック	ひも(ビニール・ナイロン可)で十文字にしぼる。	雨天時は指定袋に入れる。
資源ごみ(紙類以外)	一般家庭等から排出される衣類	指定袋(大・中・小)に入れる。	雨天時は排出不可
	一般家庭等から排出される白色の食品トレイ、ペットボトル、空きカン		
	一般家庭等から排出される空きビン	指定袋(中・小)に入れる。	
燃えないごみ	一般家庭等から排出されるガラスくず、金属くず、電気製品、せともの、プラスチック製品・木製品(10 cm×30 cm×50 cmの大きさを超える)など		
有害ごみ	一般家庭から排出される蛍光灯、電球、スプレー缶、モバイルバッテリー、バッテリー内蔵の電子機器、乾電池、体温計(水銀使用)、着火器具、使い捨てライターなど		
粗大ごみ	一般家庭等から排出される比較的大型の耐久消費財(家電リサイクル法の対象機器を除く)		清掃センターへ自ら搬入、または市に戸別収集を依頼する。

家電リサイクル法の対象機器	一般家庭から排出されるエアコン(ウィンド型又はセパレート型)、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機(小売業者に引取義務があるものを除く)	清掃センターへ自ら搬入し、市へ指定引取場所への運搬を依頼、または市へ排出者宅への収集と指定引取場所への運搬を依頼する。	リサイクル券を準備する。
使用済小型家電	一般家庭から排出される使用済小型家電(縦 15 cm×横 30 cm以内の大きさ以内)	回収ボックスによる拠点回収	
廃食用油	一般家庭から排出される廃食用油		
動物の死体	市内路上等で事故等により死亡した犬、猫、その他動物の死体	清掃センターへ自ら搬入、または市職員による回収を依頼する。	
し尿	一般家庭等から排出される生し尿		
浄化槽汚泥	一般家庭等から排出される浄化槽清掃汚泥		

(2) 市で収集しない一般廃棄物

- ・引越しや大掃除などに伴って一度に多量に出るごみ
- ・事業活動に伴って排出される一般廃棄物(事業系一般廃棄物)
- ・市の施設で処理することが困難な廃棄物(処理困難物)

5 収集運搬計画

(1) 収集運搬体制

ア 家庭系一般廃棄物の区分ごとの収集運搬体制

種 類		収集運搬主体	収集方法	収集回数	
燃えるごみ		委 託	ステーション方式	週に2回	
		許 可	戸別収集	随時	
		排 出 者	自己搬入	随時	
資 源 ご み	紙類	紙箱、雑誌・本類、その他の紙類、チラシ(折り込チラシを除く)	委 託	ステーション方式	2週間に1回
		許 可	戸別収集	随時	
		排 出 者	自己搬入	随時	
	新聞紙・新聞の折り込みチラシ、ダンボール、紙パック	委 託	ステーション方式	4週間に1回	
		許 可	戸別収集	随時	
		排 出 者	自己搬入	随時	

資源 ごみ	紙類以外	衣類、ペットボトル	委 託	ステーション方式	2週間に1回
			許 可	戸別収集	随時
	白色の食品トレイ、 空きカン、空きビン	排 出 者	自己搬入	随時	
		委 託	ステーション方式	4週間に1回	
燃えないごみ、有害ごみ			許 可	戸別収集	随時
粗大ごみ			排 出 者	自己搬入	随時
			直 営	戸別収集	週に1回
			許 可	戸別収集	随時
使用済小型家電、廃食用油			排 出 者	自己搬入	随時
動物の死体			直 営	拠点回収	月に2回
			排 出 者	直接回収	随時
集団回収する資源ごみ			排 出 者	自己搬入	随時
木くず※			実施団体による回収（回収頻度は任意）		
			処分業許可業者へ自己搬入		

※太さ10cm、長さ50cmを超えるもの

イ 高齢や障がいなどにより、ごみステーションへ家庭ごみを持ち出すことが困難な世帯が排出する家庭系一般廃棄物の収集運搬体制（ふれあい収集）

種 類	収集運搬主体	収集方法	収集回数
燃えるごみ、資源ごみ、燃えないごみ、有害ごみ	直営	戸別収集	週1回

ウ 事業系一般廃棄物（産業廃棄物を除く事業活動により生じる廃棄物）の収集運搬体制

種 類	収集運搬主体	収集方法	収集回数
事業系一般廃棄物	自己又は、許可業者	直接搬入又は、許可業者に依頼	随時（事業所と許可業者との契約による）

エ 一般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬業の許可については、市が特に必要性を認めた場合に限り、新規の許可を行うこととします。

オ 一般廃棄物処分業の許可

一般廃棄物の処分業の許可については、必要に応じて許可を行うこととします。

(2) 収集運搬区域

ア 燃えるごみ

(R4.4.1時点)

担当地区	委託業者名	収集曜日・世帯数・町名		
		月・木	火・金	水・土
Ⅰ地区 (6,507世帯)	(株) 鴫商 佐野営業所	1,835世帯	2,383世帯	2,289世帯
		久保・万・植下	伊賀・若松(第一協和会)・富岡	大祝・金吹・若宮上・若宮下・茂呂 山北茂呂・犬伏上・犬伏中
Ⅱ地区 (6,072世帯)	(株) 鴫商 佐野営業所	1,430世帯	2,323世帯	2,319世帯
		相生・高砂・本・上台・植野(泉)	大橋(市街部)・若松(城南)・浅沼	大蔵・朝日・大橋(西部・東部)・天 明・大和・亀井・金屋下・金屋仲・ 金井上
Ⅲ地区 (6,329世帯)	(株) 日本環境整 備佐野営業所	1,676世帯	2,435世帯	2,218世帯
		大・七軒・植野(台南)・植上	若松(城東・城西)・天神・赤坂	犬伏下・堀米(安良町下・七区・安良 町上・横手・内堀米)
Ⅳ地区 (5,650世帯)	(有) 大拙興業	2,136世帯	1,781世帯	1,733世帯
		田沼本町・上町東・上町西・閑馬上・ 下彦間下・飛駒3区	下町・角町・仲町・閑馬下・飛駒2区	下田沼・瓦町・原町・山形・梅園・ 下彦間上・飛駒1区
Ⅴ地区 (5,143世帯)	(有) 大拙興業	1,783世帯	1,658世帯	1,702世帯
		新吉水町南・新吉水町北・船越南・船 越北・下作原・上作原・山菅	小見・吉水・吉水新田・上多田・戸 室・岩崎(田沼)・御神楽・白岩	栃本上・栃本下・山越・戸奈良東・ 戸奈良西・長谷場
Ⅵ地区 (4,229世帯)	(有) 大拙興業	1,436世帯	1,396世帯	1,397世帯
		下多田・築地・中・田名網・下秋山・ 上秋山	本町(葛生)・倭町・相生町(葛生)・泉 町・万町(葛生)・下牧・上牧・岩崎 (葛生)・中仙波・上仙波・大釜	松井町・宮本町・片倉・富士見町・ 会沢第一・会沢第二・会沢第三・正 雲寺・小屋・柿平・水木
Ⅶ地区 (6,577世帯)	(株) 横田商事 佐野営業所	2,189世帯	2,113世帯	2,275世帯
		高萩	堀米(菊川)・米山南・米山	赤見(市場・大門・町屋・駒場)・出 流原・寺久保
Ⅷ地区	(株) 鴫商	1,973世帯	2,213世帯	2,165世帯

(6,351世帯)	佐野営業所	馬門・越名・飯田・高山・村上・上羽田・下羽田・高橋	堀米(朱雀)・犬伏新	並木(中妻・堀之内・小野茂木・大門・花岡・田中)・免鳥(新田・市街道・免鳥)・石塚(上・下)
IX地区 (5,458世帯)	(株)鴫商 佐野営業所	1,260世帯 寺中・伊保内・大古屋・庚申塚・田島・君田・船津川	1,869世帯 関川・町谷・伊勢山・葦川・富士(上・下)・大栗・西浦・鎧塚・黒袴	2,329世帯 奈良渕・田之入・小中(東・西)・石塚(緑)

イ 資源ごみ

(R4.4.1時点)

担当地区	委託業者名	収集曜日・世帯数・町名					品目
		月	火	水	木	金	
中央部A (19,061世帯)	(有)大拙興業	4,736世帯 大橋(東部)・若松(城東・城西)・天神・堀米(朱雀・菊川)	2,812世帯 小中(東・西)・並木(中妻・堀ノ内・小野茂木・大門・花岡・田中)・石塚(上・下・緑)	4,289世帯 久保・富岡(北部)・堀米(安良下・安良上・七区・横手・内堀米)・奈良渕・田之入	3,814世帯 犬伏上・犬伏中・犬伏下・犬伏新・米山南・関川・米山・葦川・富士(上・下)・大栗	3,410世帯 富岡(東部・南部)・赤見(市場・大門・町屋・駒場)・出流原・寺久保	紙箱、雑誌、本類、新聞紙、チラシ、ダンボール、衣類、ペットボトル
中央部B (19,061世帯)	(株)横田商事 佐野営業所						紙パック、白色のトレイ、空きカン、空きビン、燃えないごみ、有害ごみ
南部A (18,233世帯)	(株)鴫商 佐野営業所	3,254世帯 植下・大古屋・庚申塚・田島・赤坂・船津川	2,874世帯 大橋(市街部・西部)・君田・免鳥(新田・市街道・免鳥)・村上・上羽田・下羽田・高橋	4,847世帯 植野(泉・台南)・植上・寺中・若宮上・若宮下・伊保内・飯田・馬門・高山・越名・茂呂山北茂呂	3,986世帯 相生・高砂・万・伊賀・本・大蔵・朝日・大・天明・大和・亀井・金屋下・金屋仲・金井上・大祝・金吹・若松(第一協和会・城南)・上台・七軒・浅沼	3,272世帯 高萩・町谷・伊勢山・西浦・鎧塚・黒袴	紙箱、雑誌、本類、新聞紙、チラシ、ダンボール、衣類、ペットボトル
南部B (18,233世帯)							紙パック、白色のトレイ、空きカン、空きビン、燃えないごみ、有害ごみ
北部A	(有)大拙興業	2,531世帯	3,149世帯	3,339世帯	3,257世帯	2,746世帯	紙箱、雑誌、本類、

(15,022世帯)		本町(葛生)・倭町・相生町(葛生)・泉町・万町(葛生)・松井町・宮本町・築地・片倉・富士見町・山菅・正雲寺・田名網・小屋・下牧・上牧・柿平・水木・下秋山・上秋山	小見・吉水・吉水新田・新吉水町南・新吉水町北・栃本上・栃本下・岩崎(葛生)・中仙波・上仙波・大釜	下町・角町・仲町・田沼本町・上町東・下多田・上多田・山越・戸奈良東・戸奈良西	上町西・下田沼・瓦町・原町・戸室・岩崎(田沼)・船越南・船越北・飛駒1区・飛駒2区・飛駒3区	御神楽・長谷場・白岩・下作原・上作原・山形・梅園・閑馬下・閑馬上・下彦間下・下彦間上・中・会沢第一・会沢第二・会沢第三	新聞紙、チラシ、ダンボール、衣類、ペットボトル
北部B (15,022世帯)	(有)大船興業						紙パック、白色のトレイ、空きカン、空きビン、燃えないごみ、有害ごみ

ウ し尿等

種類	許可業者名	収集区域	世帯数及び人口	収集回数	収集方法	収集量(kl)	搬入先	搬入量(kl)
し尿	有限会社 佐野防疫社	市内	670世帯・1,300人	随時	戸別収集	1,500	佐野地区衛生施設組合	1,500
	有限会社 城南興業	市内	1,081世帯・3,089人	随時	戸別収集	700	佐野地区衛生施設組合	700
	株式会社 柳営	市内	663世帯・1,465人	随時	戸別収集	1,400	佐野地区衛生施設組合	1,400
	計		2,414世帯・5,854人			3,600		3,600
浄化槽清掃汚泥	有限会社 佐野防疫社	市内	2,200世帯・4,800人	随時	戸別収集	7,200	佐野地区衛生施設組合	7,200
	有限会社 城南興業	市内	5,183世帯・11,631人	随時	戸別収集	7,500	佐野地区衛生施設組合	7,500
	株式会社 柳営	市内	2,674世帯・5,910人	随時	戸別収集	3,600	佐野地区衛生施設組合	3,600
	計		10,057世帯・22,341人			18,300		18,300

※ 令和5年度中に佐野地区衛生施設組合は解散し、施設は佐野市で引き継ぐ予定となっています。

6 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

ア ごみ処理施設

種類	施設の名称	所在地	型式・処理方式	公称能力	建設年度
燃えるごみ	みかもクリーンセンター	栃木県佐野市町谷町 206-13	流動床式熱分解ガス化溶融炉	128 t / 日	平成 18 年度
	葛生清掃センター	栃木県佐野市あくど町 3360	ストーカ式焼却炉	79.5 t / 日	平成 5 年度
燃えないごみ	みかもクリーンセンター	栃木県佐野市町谷町 206-13	横型回転式破砕機	9.1 t / 5 時	平成 17 年度

燃えないごみ	葛生清掃センター	栃木県佐野市あくと町 3360	横型回転式破砕機	4 t / 5 時	平成 5 年度
資源ごみ	みかもクリーンセンター	栃木県佐野市町谷町 206-13	磁選機・手選別(カン・ビン)	4.1 t / 5 時	平成 17 年度
			減容機(ペットボトル)	1.2 t / 5 時	平成 17 年度
	葛生清掃センター	栃木県佐野市あくと町 3360	磁選機・手選別(カン・ビン)	1.5 t / 5 時	平成 5 年度
			減容機(ペットボトル)	0.3 t / 5 時	平成 11 年度
有害ごみ	みかもクリーンセンター	栃木県佐野市町谷町 206-13	種類ごとに手選別		
	葛生清掃センター	栃木県佐野市あくと町 3360			
木くず	(株)祥和コーポレーション	栃木県佐野市黒袴町 1125-1	プラント機械破砕	35t / 時	平成 17 年度
	泉工業(株)	栃木県佐野市仙波町 1568-2	プラント機械破砕	31.4t / 時	平成 21 年度
陶磁器等	ガラスリソーシング(株)	千葉県銚子市春日町 740-1	ガラス造粒砂へリサイクル処理	400 t / 日	平成 11 年度
焼却灰	吉澤精機(株)	栃木県佐野市栄町 13-2	固化化後再生砕石化処理	80 t / 日	平成 27 年度
食品残渣・生ごみ	(株)むかしの堆肥	茨城県下妻市黒駒 1084-1	スクープ式攪拌装置醗酵レーン・破砕機	30t / 日	平成 13 年度
廃食用油	吉川油脂(株)	佐野市飛駒町 3845-3			

イ し尿等処理施設の概要

種類	施設の名称	所在地	処理方式	公称能力	建設年度
し尿・浄化槽汚泥 ※	佐野地区衛生センター	栃木県佐野市植下町 2550	標準脱窒素処理方式	100kl / 日	昭和 59 年度
	佐野市水処理センター	栃木県佐野市植下町 3300	標準活性汚泥法	48,900 m ³ / 日	昭和 51 年度

※ 佐野地区衛生センターにて受入れたし尿・浄化槽汚泥を前処理後、佐野市水処理センターに送泥し処理を行います。

(2) 施設別内訳量

ア 一般廃棄物(ごみ)等

(単位: t/年)

施設の名称	ごみの種類												
	燃える ごみ	厨芥類 (堆肥化)	資源 ごみ	燃えないごみ		有害 ごみ	粗大ごみ		動物の 死体	木くず	ばいじん 焼却灰	廃食 用油	計
				ガラス・ 陶磁器類			木製品						
みかもクリーンセンター	23,481	-	1,029	462	-	28	1,029	-	5	-	-	-	26,035
葛生清掃センター	8,283	-	577	234	-	11	229	-	47	-	-	-	9,381
(株)祥和コーポレーション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	221	-	-	221
泉工業(株)	-	-	-	-	-	-	-	41	-	39	-	-	80

ガラスリソーシング(株)	-	-	-	-	153	-	-	-	-	-	-	-	176
吉澤精機(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300	-	300
(株)むかしの堆肥	-	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46
(株)吉川油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
計	31,764	46	1,606	696	153	39	1,258	41	52	260	300	2	36,217

イ 資源物、不燃ごみ等の処理

(単位：t/年)

施設の名称	資源化量	備 考
みかもクリーンセンター	2,331	資源ごみの選別及び減容、燃えないごみ等から資源物の選別回収、スラグを生成
葛生清掃センター	748	資源ごみの選別及び減容、燃えないごみ等から資源物の選別回収
㈱祥和コーポレーション	221	木くずを破碎後、チップ化
泉工業(株)	80	木くず・木製品を破碎後、チップ化
ガラスリソーシング(株)	153	ガラス・陶磁器等をガラス造粒砂としてリサイクル処理
吉澤精機(株)	300	ばいじん・焼却灰を固化後、再生砕石化
㈱むかしの堆肥	46	食品残さ・生ごみを発酵処理後、中熟堆肥及び土壌改良剤化
(株)吉川油脂	2	廃食用油をリサイクル処理
計	3,881	

7 最終処分計画

(1) 最終処分地の概要

ア 一般廃棄物(ごみ)等

施設の名称	所在地	埋立地面積(m ²)	全体容量(m ³)	残余容量(m ³)	対象物	備考
(株)ウイズウェストジャパン三戸ウェストパーク	青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花 49 番 1 外	83,200	1,664,000	772,437 (R4.12月末)	ばいじん 焼却灰 焼却不燃残渣	みかもクリーンセンターにおける焼却処理後のばいじん等・葛生清掃センターにおける焼却処理後の焼却灰等
(株)ウイズウェストジャパン小野ウェストパーク	福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久 169-2	63,907	1,101,180	174,262 (R4.12月末)		
ジークライト(株)エコポート	山形県米沢市大字板谷字四郎エ門沢 773-1 及び 773-2	121,786	4,270,673.5	2,054,000 (R4.11月末)	破碎屑	みかもクリーンセンター・葛生清掃センターにおける破碎処理後の破碎屑等

イ し尿等

佐野地区衛生施設組合で生じた残渣(沈砂)は、清水産業(長野県木曾郡木曾町日義 3632)において堆肥化され最終処分はありません。

8 委託、許可業者の概要

(1) 一般廃棄物(ごみ)

区分	番号	業者の名称	事務所の所在地	備考	
収集 運搬	委託	1	(株) 鶴商佐野営業所	栃木県佐野市栃本町 3354	燃えるごみ、資源ごみの収集・運搬 (その他の紙類・新聞紙・ダンボール・紙パック・衣類・白色トレイ・ペットボトル・空きカン・空きビン・燃えないごみ・有害ごみ)
		2	(有) 大拙興業	栃木県佐野市船津川町 916	
		3	(株) 日本環境整備	栃木県佐野市田沼町 1466	
		4	(株) 横田商事佐野営業所	栃木県佐野市町谷町 303-1	
	許可	1	アイ・テック(株)	佐野市赤坂町 948-5	厨芥類除く
		2	大島造園(有)	佐野市赤見町 4569	厨芥類除く
		3	(有) 大拙興業	佐野市船津川町 916	
		4	(合) さくらクリーンサービス	佐野市並木町 1649-2	
		5	(有) 佐野防疫社	佐野市小見町 970-1	
		6	(有) 城南興業	佐野市富岡町 1437	
		7	シーシーエス(有)	佐野市堀米町 616-11	
		8	(株) トオキュウ総合管理サービス	佐野市関川町 947-3	
		9	(有) トキワクリーン	佐野市豊代町 488	厨芥類除く
		10	(株) 栃木こすもす	佐野市寺中町 2436	厨芥類・資源ごみ・有害ごみ除く
11	(株) 日本環境整備	佐野市田沼町 1466			
12	(株) 柳宮	佐野市豊代町 930-2			
13	(有) 岩舟衛生社	栃木市岩舟町新里 1292-4			
14	大塚商事	栃木市大平町榎本 394-7			

収集 運搬	許可	15	(株)カワダ商事	栃木市大平町西水代 2525-1	
		16	(有)坂本商事	栃木市皆川城内町 2989-4	
		17	(株)静井商会総合リサイクル	栃木市大平町西水代 2534-6	
		18	(株)3WIN	栃木市藤岡町藤岡 1378-3	厨芥類除く
		19	足利市清掃事業(株)	足利市久保田町 911	
		20	(株)横田商事	足利市羽刈町 763-12	
		21	(有)関東実行センター	小山市大字外城 157-3	
		22	(有)コンドー	下野市国分寺 1407-2	
		23	(有)セイゴウ	宇都宮市平出工業団地 43-120	
		24	(株)十河サービス	埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上新田道下 224-2	
		25	(株)高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町川端 4-13-5	
		26	(株)ヤマキ	埼玉県熊谷市三ヶ尻字新山 3867-1	
		27	(株)鴫商	群馬県館林市苗木町 2548	
		28	トネリサイクルシステム(株)	群馬県邑楽郡大泉町西小泉 2-3-17	
処分	許可	1	(株)祥和コーポレーション	栃木県佐野市黒袴町 1125-1	木くずの中間処理
		2	泉工業(株)	栃木県佐野市仙波町 1630	
		3	吉澤精機(株)	栃木県佐野市栄町 13-2	焼却灰の中間処理

(2) し尿等

区分	番号	業者の名称	事務所の所在地	備考
許可業	1	(有)佐野防疫社	栃木県佐野市小見町 970-1	収集・運搬
	2	(有)城南興業	栃木県佐野市富岡町 1437	
	3	(株)柳営	栃木県佐野市豊代町 930-2	
	4	(有)岩舟衛生社	栃木県栃木市岩舟町新里 1292-4	運搬
	5	(株)フジオカクリーンワークス	栃木県栃木市藤岡町藤岡 2611-3	
浄化槽清掃業	1	(有)佐野防疫社	栃木県佐野市小見町 970-1	収集・運搬
	2	(有)城南興業	栃木県佐野市富岡町 1437	
	3	(株)柳営	栃木県佐野市豊代町 930-2	